

消火用スタンドパイプを設置しています

1 消火用スタンドパイプとは？

首都直下地震など大規模な地震が発生した場合など、同時多発する火災現場に消防隊がすぐに到着できるとは限りません。いざという時に消火栓に接続し地域住民が協力して活用できる消火資機材がスタンドパイプです。

2 消火用スタンドパイプを設置しています

世田谷区では、操作訓練を受けた地域住民が消火活動を行うためのスタンドパイプセットを、平成24年度に出張所・まちづくりセンター27か所、平成25年度に地区会館等27か所、計54か所に設置しました。

現在52か所に設置しております。（設置場所は裏面参照）

取り扱い訓練の指導は、消防署の職員等が行います。（まちづくりセンター設置のものは貸し出し可）



3 消火用スタンドパイプの設置場所について

町会等で保有するスタンドパイプの設置場所は原則、町会等で確保してもらいますが、設置場所にお困りの場合は、購入前に各地域の地域振興課地域振興・防災担当へご相談ください。

スタンドパイプの操作訓練、設置場所等のご相談については、各総合支所地域振興課地域振興・防災担当までご連絡ください。（連絡先は次ページ参照）

消火用スタンドパイプ設置場所

	名称	住所		名称	住所
1	池尻まちづくりセンター	池尻三丁目 27 番 21 号	28	烏山まちづくりセンター	南烏山六丁目 2 番 19 号
2	太子堂まちづくりセンター	太子堂二丁目 17 番 1 号	29	桜丘区民センター	桜丘五丁目 14 番 1 号
3	若林まちづくりセンター	若林一丁目 34 番 2 号	30	上北沢区民センター	上北沢三丁目 8 番 9 号
4	上町まちづくりセンター	世田谷一丁目 23 番 5 号	31	粕谷区民センター	粕谷四丁目 13 番 6 号
5	経堂まちづくりセンター	宮坂一丁目 44 番 29 号	32	下馬南地区会館	下馬六丁目 41 番 6 号
6	下馬まちづくりセンター	下馬四丁目 13 番 5 号	33	経堂地区会館	経堂三丁目 37 番 13 号
7	上馬まちづくりセンター	上馬四丁目 10 番 17 号	34	経堂南地区会館	経堂五丁目 21 番 6 号
8	梅丘まちづくりセンター	梅丘一丁目 61 番 16 号	35	三宿地区会館	三宿二丁目 7 番 10 号
9	代沢まちづくりセンター	代沢五丁目 1 番 15 号	36	世田谷地区会館	世田谷二丁目 25 番 10 号
10	新代田まちづくりセンター	羽根木一丁目 6 番 14 号	37	中里地区会館	上馬二丁目 24 番 17 号
11	北沢まちづくりセンター	北沢二丁目 8 番 18 号	38	野沢地区会館	野沢一丁目 8 番 14 号
12	松原まちづくりセンター	松原五丁目 43 番 28 号	39	桜上水南地区会館	桜上水三丁目 4 番 11 号
13	松沢まちづくりセンター	赤堤五丁目 31 番 5 号	40	松原地区会館	松原五丁目 17 番 6 号
14	奥沢まちづくりセンター	奥沢三丁目 15 番 7 号	41	代沢地区会館	代沢五丁目 8 番 19 号
15	九品仏まちづくりセンター	奥沢七丁目 35 番 4 号	42	代田地区会館	代田四丁目 14 番 3 号
16	等々力まちづくりセンター	等々力三丁目 4 番 1 号	43	奥沢東地区会館	奥沢二丁目 9 番 28 号
17	上野毛まちづくりセンター	中町二丁目 33 番 11 号	44	駒沢地区会館	駒沢三丁目 13 番 5 号
18	用賀まちづくりセンター	用賀二丁目 29 番 22 号	45	深沢地区会館	深沢一丁目 14 番 22 号
19	二子玉川まちづくりセンター	玉川四丁目 4 番 5 号	46	宇奈根地区会館	宇奈根二丁目 23 番 20 号
20	深沢まちづくりセンター	駒沢四丁目 33 番 12 号	47	祖師谷地区会館	祖師谷三丁目 30 番 30 号
21	祖師谷まちづくりセンター	祖師谷四丁目 1 番 23 号	48	大蔵地区会館	砧三丁目 5 番 6 号
22	成城まちづくりセンター	成城六丁目 2 番 1 号※	49	給田地区会館	給田三丁目 14 番 7 号
23	船橋まちづくりセンター	船橋四丁目 3 番 2 号	50	北烏山地区会館	北烏山九丁目 25 番 26 号
24	喜多見まちづくりセンター	喜多見五丁目 11 番 10 号	51	世田谷区役所第 3 庁舎	世田谷四丁目 22 番 33 号
25	砧まちづくりセンター	砧五丁目 8 番 18 号	52	世田谷ボランティアセンター	下馬二丁目 20 番 14 号
26	上北沢まちづくりセンター	上北沢四丁目 32 番 9 号			
27	上祖師谷まちづくりセンター	上祖師谷二丁目 7 番 6 号			

※ 成城まちづくりセンター配備分は、砧総合支所に設置しています。

【スタンドパイプの操作訓練、設置場所等のご相談】

世田谷総合支所地域振興課 5 4 3 2 - 2 8 3 1
 北沢総合支所地域振興課 5 4 7 8 - 8 0 2 8
 玉川総合支所地域振興課 3 7 0 2 - 1 6 0 3
 砧総合支所地域振興課 3 4 8 2 - 2 1 6 9
 烏山総合支所地域振興課 3 3 2 6 - 9 2 4 9

※ 各総合支所とも地域振興・防災担当が窓口です。

【区のスタンドパイプ配備等について】

危機管理部災害対策課 5 4 3 2 - 2 2 6 2

